

○深谷秀峰議長 次， 20 番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20 番 宇野隆子議員 登壇〕

○20 番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。昨日12月8日は，日本が朝鮮半島や中国大陸への侵略に続いてマレー半島やアメリカのハワイを攻撃した1941年のアジア太平洋戦争の開戦から74年の日でした。日本はそのわずか3年半余り後，一連の戦争に敗れ降伏しますが，今年はその敗戦から70年に当たります。戦後の日本は，日本国憲法前文にある「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」，このことを決意して再出発いたしました。

今年9月19日，安倍内閣は二度と戦争をしないと決めた憲法を踏みにじって，戦後平和を守ってきた日本の国のあり方を変えて，日本を海外で戦争する国にするための安保法案，我々は戦争法案と言っておりますが，この法案を強行可決いたしました。この戦争法は，日本が攻撃されなくてもアメリカの引き起こす戦争に日本の自衛隊が世界中のどこにでも出かけて戦闘に参加できるようにするものです。国民多数の声を無視して強行可決したことは絶対に許せません。日本共産党は，政治的立場の違いを乗り越えて，戦争法を廃止するために一致する政党，団体，個人が共闘することを呼びかけております。

内閣府が昨日8日発表した2015年7月から9月期の国内総生産——GDPですけれども，この改定値は年率換算で1%増に修正されましたが，景気回復とは言えない状況にあります。異常な円高と物価上昇，大企業減税と国民には消費税増税，雇用や農業の規制緩和などで日本経済と国民の暮らしが脅かされてきました。大企業の利益は記録的な増加を見せても労働者の所得や雇用は改善せず，消費の拡大もにぶいままの状態です。とりわけ個人消費は消費税の増税とともに，賃金が増えないのに物価が上がり，実質所得が伸びていないことで，特に低所得者に重くのしかかっております。昨年の消費税増税と米価大暴落によって，本市の経済，市民の暮らしも厳しい状況に置かれております。

私は今月1日，新年度予算編成に当たって要望書を提出させていただきました。市民が厳しい状況に置かれていること，そのために市民の暮らし，福祉を守ることを最優先に，地方自治体の役割である福祉と暮らしの増進のために，より一層力を尽くされるようお願いをいたします。

最初に，災害対策について質問をいたします。

関東・東北の記録的豪雨で9月10日，鬼怒川の堤防が決壊し，常総市を中心に甚大な被害に見舞われました。鬼怒川は暴れ川と言われてきた河川ですが，全国でも異常気象が続いており，どこでもいつでも起こり得ると思います。今度の鬼怒川の水害は，災害発生時，私が住んでいる自治体は大丈夫か，このような問題提起もしていると思います。市職員もボランティアとして常総市で活動してきたと伺っております。今回災害対策については，集中豪雨対策について常総市の甚大な被害を受けた状況を述べながら，その対策について伺いたいと思います。

浸水が約40平方キロメートルに及び，被害が住宅全壊51件，大規模半壊1,112件，床上被害が4,400戸，床下被害6,600戸，ヘリコプターで救助された人1,343人，陸上救助が2,919人と，数字を見ただけでも大変な被害であったということが言えると思います。そし

て避難の遅れや避難所の孤立化が発生したわけです。また米の収穫時期で、農作物、農地の被害も甚大でした。

今回の水害は堤防の整備の遅れが原因であり、まさに人災であることは一致した見解です。国土交通省の堤防管理が問われております。と同時に、堤防決壊を想定していなかったために適切な対応ができなかったことや、市の危機管理体制、防災・水害についての計画が不十分で、一時期はパニック状態になり情報発信も遅れて混乱を来したということも報じられております。

常総市でも浸水想定区域図、また洪水ハザードマップ、これらは作成されて、全市民に配布されておりました。なぜ避難がこのように遅れて身動きがとれず救助を待つ1,300人を超える住民が命の恐怖を感じるような事態になったのかという疑問が残ります。

本市では、平成19年度より洪水・土砂災害ハザードマップが作成され、各家庭に配布されております。久慈川、里川、山田川などの複数の河川で破堤及び溢水した場合を想定して、浸水想定区域図が作成されております。これらを住民がどう理解しどう使うかももちろん大事なことでありますが、やはり地域でのふだんからの避難訓練が意識的にも実践的にも必要だと思います。

まず1点目として、洪水・浸水想定区域と避難訓練について伺います。常総市の水害では、氾濫と決壊の発生、救助を受けた時間を見てみますと10時間ほどの時間差がありました。避難指示、避難誘導が適切に行われていれば死者を出さず被害も減らすことができたのではないかと思います。

2点目には、本市の初期対応について伺います。常総市では避難勧告指示が深夜だったこともありましたが、避難指示が出た後もショッピングセンターが開店し、市民もふだんどおりの生活をしておりました。市民にいかにして知らせ、避難誘導、確認をするかの問題もあったとのことです。

そして3点目ですけれども、本市の避難指示後の対応について伺います。国交省は早い段階で避難勧告、避難指示を出しております。しかし自治体が事態の重大性を認識して適切に対応したかを見届けるまでの対応はしておりませんでした。自治体側も国交省と連携をしたり、適切な判断のできる体制も必要だったと思います。また、先ほども述べましたが、市職員が常総市に派遣され、そしてその活動の中で何を感じたのか、また教訓になったのか、このこともあわせて伺いたいと思います。

4点目に、国交省との連携について伺います。政府は情報収集衛星で撮影したカラー画像を公表しております。国土地理院の浸水地図も浸水の推移を把握しておりました。

5点目に、このような情報の利活用について伺います。

なお答弁ですが、一連の流れもありますので一括でいただいても結構です。

2番目に、TPP「大筋合意」と常陸太田市農業への影響について伺います。

10月15日、環太平洋連携協定、このTPP交渉が大筋合意としたとする閣議声明が発表されました。安倍政権が直後から大筋合意の概要や関連文書を公表したものの、国民にまともな説明もしないまま交渉は決着した、あとは国内対策だとばかりに動きを強めております。しかし大筋合意は各国間の深刻な対立や矛盾を抑え込んで作り上げたのが実態で、既にアメリカでは再交

渉を求める動きも出ております。

T P Pは1 2カ国の交渉が大筋合意したといっても、まだ協定の全文も確定せず、参加各国の署名や批准の見通しもはっきりしておりません。とりわけ大きな被害を受ける農業分野では、米など重要5項目について関税の撤廃や引き下げを認めず、それができなければ交渉脱退を辞さないという国会決議が守られたかは国会できちんと検証すべきです。野党がそろって要求した臨時国会も開かずに、一方的に対策を打ち出すのは国会軽視、国民無視のあらわれであると言えます。

政府や大手マスコミは、安い外国産が手に入りやすくなり消費者にはメリットがあると宣伝しております。低賃金が蔓延して社会保障も貧困な中で、国民の多くが安い食料を求めざるを得ない現実があるのは確かです。しかし同時に、国民の多数は国内の農業がつぶされ、ふるさとや農地が荒廃していくことに胸を痛めていることも事実です。何よりも国民が求めているのは、安全な食料は日本の大地からであり、食料自給率の向上です。T P Pは農業だけでなく、地域経済、雇用、医療、保険、食品の安全など、国民生活、営業に密接にかかわる分野で、日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すようなものです。

T P P問題が浮上したときに、市長はT P P反対の立場を明らかにしておられました。今回、T P P大筋合意のもとでの市長の見解を改めてお聞かせいただきたいと思っております。

大筋合意では、重要5品目、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物、この交渉結果を明らかにしたのに続いて、農産物分野を含めて次々と追加発表を行い、ほぼ全容が明らかにされております。

東大大学院の鈴木宣弘教授が、大筋合意によって米は1,100億円、牛肉が3,262億円、豚肉4,141億円、乳製品約960億円など合わせて1兆円を超える被害が農業分野に出ると試算をしております。先月11月18日ですけれども、JAグループ茨城が、T P P大筋合意に伴う県内農産物への影響を公表いたしました。やはり東大大学院の鈴木宣弘教授の試算で県内生産額の減少は年間で649億円、特に豚肉は生産額に対し減少率が約6割近くに上り、最大224億円の減少ということです。農業を主な産業としている本市の農業への影響も大変大きいと思っております。本市の農産物への影響について伺います。

3番目に、国民健康保険について、国民健康保険の都道府県単位化について伺います。

約3,500万人が加入する国民健康保険制度の大改編などを柱とした「医療保険制度改革関連一括法」が新たな負担増や安全性が不確かな医療の拡大の危険などが浮き彫りになりました。いつでもどこでも誰もが安心して医療にかかれる国民皆保険を揺るがす危険を伴っております。この改正法が制度発足以来の大改革などとして、国保の財政運営を市町村から都道府県に移すことを目玉にしております。

都道府県単位化は、市町村が独自にこれまで決めていた保険税を平準化させることなどを通じて住民に保険税の負担増や徴収強化をもたらす仕組みとなっております。都道府県に医療費抑制を強引に進める計画を作らせ、文字どおり司令塔の役割を担わせようとしております。国保の都道府県単一化によって、高過ぎる国保税がどのような影響を受けるのかお伺いをいたします。

2点目に、国保税の引き下げについて伺います。

国民健康保険制度は単なる相互扶助ではなくて、これは社会保障であり、そのために国が財政責任を果たすということです。市のホームページの国保税計算ソフトを使って算出してみたのですが、4人家族で40代の働き盛りの夫婦、そして子ども二人の場合に、固定資産税を10万円と見てみますと、国保税が38万9,000円、これは所得の15.6%にもなります。優に所得の1割を超えている状況にあるわけです。税率で言えば、市町村合併時、税の統一化を図るために高いところと低いところを調整して税率を決定して以後、国保税の税率は変わってはおりませんが、市民にとって高過ぎる国保税になっていることに変わりはありません。市長の基本的なご認識を伺います。

2点目に、子どもの均等割保険料の軽減措置の実施を求めることについてです。

今年5月19日の参議院厚生労働委員会での議論の中で、日本共産党の小池晃参議院議員が、応益割、特に均等割は子どもの数が増えていくほど増えていく、子どもが増えるほど保険料が上がっていくわけです。これは子育てに対する逆行ではないですか。人頭税ですよ。制度の見直しが必要なのではないですかと。こうした質問に対して塩崎厚労大臣は、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入については地方からも提案が行われておりまして云々とありましたけれども、引き続き検討しようということになっていると、このように答弁をされております。

所得が低く、そして子どもが多い世帯にとっては、2割、5割、7割の軽減制度がありますけれども、例えば5割減額されたとしても、本市の医療分が1万3,600円、支援分が3,400円、合わせて1万7,000円、この5割減額ですと8,500円が子どもが一人増えるごとに負担増となるわけです。しかも支援分というのは後期高齢者医療制度を支援するための保険料です。それを所得もないゼロ歳児から負担させているわけです。子どもが増えれば増えるほど負担が大きくなる部分を、公費によって負担軽減を図ってしっかり応援する子どもの均等割保険料減免制度の新設、これは少子化対策として実効性は高いと考えられます。これについてもご見解を伺います。

4番目に、子どもの貧困対策について伺います。

2012年、子どもの貧困率が16.3%、6人に1人となり過去最悪の数字になりました。昨年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月には対策の方向を示す大綱が閣議決定されました。この大綱によって地方自治体は施策づくりが責務となり、実効性ある対策をどう進めていくか、市の姿勢が問われてくることとなります。大綱で示された子どもの貧困をあらわす指標は25項目あります。速やかに組織を立ち上げて、実際の事例の分析、現行施策に加え、補足すべき施策や本市として持つべき指標の検討を行う必要があると思います。

大綱が示す重点施策は、教育の支援、生活の支援、就労支援、経済的支援、実態把握のための調査研究が挙げられております。法施行から1年以上たち、全国の自治体で具体的な取り組みも始まっております。子どもの貧困防止に向けてさらに取り組みを推進していく必要があります。以下5点について質問をいたします。

1点目は、今後のスケジュールと現時点でわかっている指標や現場で把握していることなどから、本市の子どもの貧困の実情や背景をどう捉えているのか伺います。

2点目は、教育の支援についてです。家計の状況にかかわらず子どもが教育を受ける権利を保障することは最重要課題の1つです。しかし国は、子どもの貧困対策の具体的施策として強くこれまで要望されている給付型の奨学金制度をいまだ創設していません。本市としても給付型の奨学金制度の創設を要望していくべきだと考えておりますが、いかがですか。また本市では、高等学校、そして大学に奨学金貸与制度を実施しております。世帯の収入を基準とした給付型の奨学金制度を創設することを求めますが、ご所見を伺います。

3点目は、生活の支援についてです。非正規雇用の増加などで親の生活が困窮し、十分な食事をとれない子どもが増えております。経済格差が健康格差につながり兼ねない事態が進行しております。低所得者世帯の子どもは、休日の朝御飯を食べない、野菜の摂食頻度が低い、インスタント麺をよく食べるといった傾向があり、貧困家庭の子どもの食事は主食中心で栄養バランスが崩れている可能性を指摘されております。しかしこのような実態は外からは見えにくく、学校給食のほかには直接支援する公的な制度がほとんどありません。子どもの摂食障害や欠食問題について市はどのように認識し、子どもたちの状況をどう把握し、今後も支援をされていくのか伺いたいと思います。

4点目は保護者への就労支援についてです。市役所は就労相談窓口を設置して、福祉、学校、就労など必要な手続は全て市役所でできる環境を作る必要があると思います。大綱にもありますが、施策の方向性として相談窓口のワンストップ化を提唱しておりますけれども、この点についてはどのようなご見解をお持ちか伺います。

5点目は、経済的支援です。私は今まで何度か就学援助にメガネ・コンタクトレンズ購入費、卒業アルバム代を対象費目に加えてほしいと要望してまいりました。メガネ購入費を就学援助制度の補助対象として拡大して、子どもの日常生活や学習面で安心できる支援が求められていると思います。

平成25年3月1日現在、私が状況調査をお願いいたしましたところ、小学校では就学援助児童のうち、視力0.6以下のメガネを必要とする23名中10人、43.5%がメガネをかけておりません。中学校では32人のうち5人、16%がメガネをかけていないという状況にありました。これはまず必要なメガネが買えない、そして一度買っても学校卒業をするまでずっと使えるものではなく、何度か買い換えなければならないということもあると思います。メガネ・コンタクトレンズの購入、そして卒業アルバムなどを給付の対象費目に拡充する、そして給付の仕方はいろいろとあると思います。ぜひ費目の拡充をお願いしたいと思いますが、ご見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 初めに、TPP「大筋合意」のもとでの本市農業への影響及び市長の見解ということでお尋ねがございました。TPPにつきましては、これまで本市の基幹産業が農業であることからその影響額は大きく、本市としてはTPP合意には反対である姿勢を今日まで貫いてまいりました。そして単独の市長として、あるいは県市長会を通して、さらにはさまざまな団体

からもこのTPPについての大筋合意については反対の意見が出てきたところでございます。

しかしながら議員ご発言のとおり、国の政策において大筋の合意がなされたものであることから、本市におきましては国などの動向を注視しつつ、その影響をいかにして少なくするのかを考え、今後示される政策を着実に実施していくことが必要であるものと考えているところでございます。

影響額について申し上げますと、平成25年に国が示した数値をもとに試算をいたしますと、本市では20億6,000万円程度と予想されるところであります。しかしながら国におきましては、今このTPP発効後の影響額を緩和するために経営支援策を政策大綱として取りまとめておりまして、これによりかなり減少するものという考え方があることから、今後国が示す試算に基づき再度試算を行うべきであると考えております。

農業を基幹産業とする本市といたしましては、今後影響額の減少に向けまして、国・県の示す対策を積極的に取り組んでまいることが当然のことではありますが、農業による所得の維持及び向上に向けて、従来から取り組んでまいりましたことに加えて、特に安全安心な農産物の生産、そして地産地消、ブランド化及び6次産業化等の事業についてさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、国保税の引き下げについてのご質問にお答えをいたします。

国保税の引き下げにつきましてはこれまでもお答えをしてきましたように、国保事業の運営に要する経費につきましては、原則として国・県等からの負担金及び補助金等のほか、受益者である被保険者にご負担いただく保険税で賄うこととなっております。

本市の国保税は、平成18年度以来税率改正は行っておらず、保険者としての経営努力により交付される特別調整交付金、あるいは支払準備基金、市の一般会計からの繰り入れを行いながら、高齢化の進行等による保険給付費の増に対応すべく、国保財政の安定運営に努めてきたところでございます。

本市においては、被保険者に対する保険税の負担増を回避するために、支払準備基金及び一般会計からの法定外繰り入れを行うことにより何とか国保税を引き上げずに会計における収支の均衡を図っているところでありまして、平成26年度の1人当たりの国保税の調定額におきましては、本市は県内44市町村の中で低いほうから2番目になっているところであります。

このような状況の中で支払準備基金につきましては、医療費の負担増などに伴い、その保有額は減少してきておりまして、平成26年度当初の4億9,600万円余りから本年度末には約1億7,000万円余りとなる見込みでございます。また、平成26年度の国保会計においては、前年度の剰余金、あるいは支払準備基金からの繰り入れを除く単年度収支で赤字決算となっているところであります。さらに平成30年度からは国保の財政運営の仕組みが都道府県単位にかわる方向で検討が進められておりまして、そのことが国保の事業運営にどのように影響を及ぼすのかを推測するのが難しい状況にございますので、現時点において国保税の引き下げを行うことは到底できないものと考えております。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 集中豪雨水害対策についての5点の質問にお答えをいたします。

1点目の洪水浸水想定区域と避難訓練についてでございますが、市では国土交通省提供のデータをもとに、久慈川、里川、山田川について、大雨により破堤、溢水した場合の最大の水深及び最大の区域を図示した洪水ハザードマップを作成し全世帯に配布しているところでございます。市では各地域において自主防災会が実施いたします防災訓練において、この洪水ハザードマップを活用した避難訓練等の実施に対し協力支援をしているところでございます。

2点目の初期対応についてでございますが、市では災害発生の前兆に関する情報のいち早い収集や住民への周知、職員の勤務時間の内外における即応体制を整備するため、災害時における職員初動マニュアルや避難勧告等の判断基準、伝達マニュアルを作成しているところでございます。これにより気象警報や震度4以上の地震等が発生した場合は、必要に応じまして災害時配備体制のレベル1である情報連絡会議を立ち上げ、状況に応じてレベル2の災害警戒本部、さらにはレベル3及び4の災害対策本部へ移行できる体制を整えているところでございます。

また、災害の可能性があるときには、国・県による河川水位情報や雨量情報を早期から注視いたしまして、避難準備情報の発令前におきましても、注意喚起情報が迅速に住民に伝達できるように防災対策課等の職員の待機態勢をとっているところでございます。

3点目の避難指示後の対応についてでございますが、水害時における住民避難につきましては、各河川の観測地点ごとに設定されております氾濫注意水位や避難判断水位、氾濫危険水位等の情報を注視しながら、避難準備情報や避難勧告、避難指示の発令をすることとしてございます。避難準備情報を発令した段階で避難に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者が避難を開始いたしますので、この時点で避難所の開設準備を完了させることとしております。また、避難勧告が発令された段階では、地元自主防災会等の協力のもと、住民の方々の避難誘導を開始いたします。

4点目の国交省との連携についてでございますが、市では国交省関東地方整備局から県を介さず直接に防災情報が伝達されることとなっており、また、常総市の災害を機に、常陸工事事務所長と市長が直接に情報を取り交わすホットラインにつきましても再度確認をいたしているところでございます。

5点目の国土地理院などの情報の利活用についてでございますが、本年9月1日から被災地の空中写真、インフラや交通機関の被害状況を集約いたしまして、地図上に統合して表示をすることにより、災害の全体像の把握と的確な意思決定を支援する災害情報システム、D i M A P Sと呼ばれるものでございますけれども、この運用が開始されております。これまでも活用してまいりました国土交通省河川国道事務所や県土木部の雨量河川水位情報等とあわせまして活用してまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、常総市の災害の状況を見てどのようなことを重要と考えているのかといったご質問でございますけれども、災害情報の迅速、的確な伝達、これにつきましては、あらかじめ避難指示等の発令基準や発令の地域、これを職員がきちんと把握し、これに伴う訓練等を実施することの重要性、さらには市職員や住民の冷静な対応の重要性、国・県との連携の重要性、そ

してボランティア活動の重要性といったものを感じているところでございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 国民健康保険の都道府県単位化による影響等についてのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険の都道府県単位化につきましては、現在の市町村国保が抱えます財政的な構造問題に起因する課題を解決するために、都道府県が国保財政の責任主体となり、市町村国保の財政運営を安定化させ、将来にわたり持続可能な制度としていくものであると認識いたしてございます。

県単位化が実現いたしますと、現在国保が行っている保険税の賦課徴収、保険給付費の支払い、特定健診等の保険事業などにつきましては、市町村の実情に合わせて、これまでどおり市町村が実施することとなります。また、市町村は被保険者の皆様からお預かりしました保険税等を主な財源とする納付金を県に納付し、県は市町村から納付された保険税等、あるいは国・県の補助金、負担金等を財源といたしまして、市町村が行った保険給付費にかかった費用に見合う交付金を市町村に再配分するという仕組みになってまいります。

なお、県と市町村の間での財政運営に関するさまざまな調整事項といたしましては、来年初めごろに国から示されます国保運営方針に係るガイドラインをもとに、去る11月に設置されました県と市町村の協議の場である作業部会において、県へ納める納付金、あるいは市町村の実情に応じて市町村ごとの標準保険料率の設定などに関して具体的な協議検討を行うこととなっております。したがって、国保の都道府県単位化による影響につきましては、財政運営に関する調整がこれから行われることとなりますので、現時点においては具体的にお示しする状況にございませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

続きまして、子育て世帯への子どもへの均等割の軽減についてのご質問にお答えをいたします。

本市の国民健康保険の被保険者におきまして、高校生に相当する年齢までの子どもがいる子育て世帯は669世帯ございまして、そのうち356世帯、全体の53.2%が既に均等割、平等割の軽減の措置を受けております。

軽減額を申し上げますと、子育て世帯に係る平等割と均等割を合わせますと約1,520万円、賦課額の48%に当たる軽減がかかってございます。その一方で、本市ではご承知のように少子化対策、あるいは子育て支援策を積極的に推進しておりまして、市独自の子育て世帯への経済的な負担軽減を図るための支援策といたしまして、本年度から高校生相当までの方へのマル福制度の拡大、本年度予算見込みで約1,920万円を見込んでございます。また、保険料等の軽減、こちらは約1億800万円、また、乳児おむつ購入費の助成、約540万円とさまざまな経済的な支援策を行ってきているところでございます。

このような状況の中で、市の子育て支援策として、国民健康保険に加入している子育て世帯のみに均等割を軽減することは、国保、いわゆる国民健康保険以外の健康保険に加入している子育て世帯の皆様との間での公平性に欠けるようなことにもなりますので、子育て世帯の子どもへの



均等割の軽減につきましては実施する考えはございません。

続きまして、子どもの貧困対策についての2点のご質問にお答えをいたします。

まず、子どもの貧困対策の計画策定のスケジュール、把握している指標等についてでございますけれども、国におきましては昨年施行されました「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づきまして、同年8月に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されたところでございます。同法の考え方によりますと、都道府県に対しまして子どもの貧困対策計画策定の努力義務が課せられておりまして、それを受けまして茨城県では本年度中の計画策定に向け作業を進めているということを伺ってございます。

本市におきましては、今後示されることとなります県の計画内容等を踏まえまして必要な施策内容を把握し、乳児紙おむつ助成、あるいは保険料の軽減など既に市において子育て支援策として独自に実施しております施策などとあわせまして、どのような施策をどのような体制で取り組んでいくのか今後検討を進めてまいりたいと考えております。

また、子どもの貧困対策に関する大綱で示されている子どもの貧困に関する指標でございますが、本市において把握可能な指標といたしましては、まず、生活保護世帯、生活保護受給者の状況、こちらは平成27年11月1日現在で申し上げますと、20歳未満の生活保護受給者は12世帯、16名でございます。生活保護を適用されている方の4.7%に当たります。高等学校進学者数は6名中5人、進学率は83.3%。また、大学等へ進学されている方はございません。就業者数は中学卒業後就職した人が1人、高等学校卒業後に就職した者が4人でございます。

次に、ひとり親世帯における状況、こちらは本年10月末現在で申し上げますと、児童扶養手当、支給方法により全部支給と一部支給という2つの支給方法がございまして、全部支給になっている支給者が132名、児童扶養手当の一部支給をされている者が156名、合わせて288名で、その子どもさんの数で申し上げますと397名の子どもが該当してございます。子どもの保育園就園率を申し上げますと14.8%、子どもの高等学校進学率が88.9%、さらにひとり親の就職率が88.5%という状況になってございます。また、就学支援を受けている状況、こちらは11月末現在で申し上げますと、要保護児童生徒数が7名、準要保護児童生徒数が236名、合わせて243名が適用を受けてございます。

ただいまは大綱に基づいた指標を申し上げましたけれども、子どもの貧困の状況につきましては、それぞれその家庭によりまして内容、状況がさまざまでございます。個々の状況、相談内容等に沿って教育委員会と、さらには関係機関等と連携をした上で対応、支援を行っていく必要があるものと考えております。

続きまして、子どもの欠食問題についてでございますが、本市において平成27年4月に策定いたしました健康増進計画における指標でその状況を申し上げますと、毎日朝食をとっている児童が93.2%、小学生が96.0%、中学生が90.0%となっております。朝食を欠食する子どもの数につきましてはそれほど多くはございませんが、それぞれ幼児が6.8%、小学生が4.0%、中学生が10.0%となっております。主な要因といたしましては核家族化、あるいは共働き世帯の増加、さらには近年になりまして親そのものが朝食をとらないというような子育て世代など

も増えてきている、そういった状況が家庭における食習慣、あるいは食生活の変化をもたらしているものと理解をいたしてございます。

今後とも育児相談、あるいは健診時等における栄養指導、小中学校における栄養教育等と連携をした指導等を通して、子どもの成長過程における食の大切さを伝えるとともに、食育に関する授業や周知、PRなどの取り組みを強化することにより、子どもの健やかな発達、発育を支援してまいりたいと存じます。とりわけ生活困窮を抱えている家庭等に対しましては、より丁寧な対応支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、就労相談窓口で福祉、学校、就労など必要な手続は全て市役所でできる環境を作ることについてのご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困対策につきましては、子どもの貧困対策に関する大綱にも記載されてありますように、保護者に対する就労の支援を充実させることが将来を担う子どもたちの貧困の連鎖を断ち切るためにも大変重要な施策であると認識いたしてございます。

現在常陸太田市では、今年4月に施行されました生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業によりまして、専門の相談員が生活困窮者からのさまざまな相談に対してその必要性に応じ、ハローワーク、あるいは茨城職業支援センターと連携を図りながら、就労自立支援を実施しているところでございます。

また同様に、茨城県の福祉事務所におきましても児童扶養手当受給者を対象といたしました母子・父子自立支援プログラム策定事業が実施されているところでございまして、それらの取り組みの連携が図られることにより貧困家庭の就労、自立へ向けた相談の機会が確保されるものと認識をいたしております。

しかしながら子育ての貧困対策につきましては、議員のおっしゃるように福祉、あるいは学校、生活、就労など間口の広い対応が必要ですし、それらの各分野におきまして専門的な知識や支援のためのノウハウが必要になってまいりますので、現状において相談窓口を一本化して対応することは困難であり、サービスの低下につながることも懸念されますことから、現段階においては時期尚早であると考えております。むしろ関係機関や関係部署との連携をこれまで以上に密にすることで相談者等の声や実態に沿った適時適切な対応、支援を行っていくことが大変重要になってくるものと考えております。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 教育の支援についてのうち、給付型の奨学金制度の創設についてのご質問にお答えいたします。

現在本市が行っている奨学資金制度につきましては、経済的な理由により就学が困難な高校生や大学生等に対し、教育を受ける機会均衡を図るとともに、有為な人材の育成を図るため奨学資金を貸与するという形で実施しているところであります。

奨学資金制度につきましては、実施機関によりいろいろな要件や形態がございしますが、本市の場合は奨学資金の利息が無利子であること、卒業後1年間の返還猶予期間があること、返還期間

が高等学校は5年以内、大学にあつては10年以内の長期であること、その他返還猶予や返還免除の規定もあり、利用者にとっては大変利便性の高い内容となっており、大学生については定員20名のところ20名に対応しているところであります。

奨学資金制度の基本的な考え方といたしましては、貸与を受けた奨学資金について優良な生徒や学生たちが卒業後に職を得て社会貢献を果たしながら自分で借りた奨学金を責任を持って返還をしていくものであると考えております。このような理由から、給付型奨学資金の創設に係る国への要望、また市の創設につきましては現在のところ実施予定はございません。

なお、本市では「子育て上手常陸太田」を掲げ、さまざまな子育て支援を行っておりますが、平成27年度からの5年間の計画期間とします、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、本市への新しい人の流れの創出をする中で、より一層の子育て支援の充実を図るため、就学、卒業後、Uターンするなどして市内に居住、就職をする方を対象に、返還額の全額または一部を助成する新たな奨学資金制度の創設についても現在検討を進めているところであります。

次に、メガネ・コンタクトレンズ購入費、アルバム代を就学援助の対象に加えることについてのご質問にお答えいたします。

市では現在、要保護及び準要保護者に対して、就学援助費として学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費の8品目を対象に援助しているところであります。本市では来年度より新たにPTA会費や生徒会費なども就学援助の対象とすることで現在調整を図っているところであります。

メガネ・コンタクトレンズの購入費及び卒業アルバム代を援助対象費目に入れることにつきましては、メガネ・コンタクトレンズは生活上必要なものではあります但し個別なものであり、また、卒業アルバムについても個人的なものであるため対象とすることは除かせていただきます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) 1点目の災害対策についてですけれども、5点について質問させていただきました。さらなる災害対策の強化に取り組んでいただきたいと思います。

1点だけ伺いたいと思うんですけれども、この関東・東北における鬼怒川決壊を受けて、11月30日に国交省の有識者委員会が答申案を求めております。この中では、昨日も出されました安全安心のまちづくりの中でのスマートフォンを活用した交通情報、それからハザードマップ情報の発信、災害時に自治体や住民がとるべき行動を時系列で定めたタイムラインの普及、そして平時だけでなく災害時も市町村長の判断をサポートする専門家の育成や派遣など、これを有識者委員会で求めております。私はこの中で、市長の判断を行うときに、常陸太田市であれば常陸太田市を熟知している、よくわかっている専門家と言えるような人の配置、これが有識者会議でも当然求められていることではありますけれども、そのあたりについてはどのようにお考えになるか、そういう人たちを育成していくということもあると思いますが、伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 国交省からの情報につきましては具体的なものがまだ来ておりませんので、

その内容については今後把握をしながら対応してまいりたいと考えてございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） それでは2点目ですけれどもTPP大筋合意、今、市長からご答弁いただきました。大筋合意はありましたけれども、これが発効されるまでには各国の署名などもあって発効ということになるわけですが、日本の農業、それから地域経済を守っていくということでは、やはりTPPからの撤退以外にないと思うわけです。自民党さんも去年の衆議院選挙では、TPPは反対だということで、これは公約違反ではないかと私は思っているわけですけれども、やはり何よりの対策というのは、農業の将来を決定的に奪うTPPそのものからの撤退だと思えます。そういう中で政府は価格保証、所得補償の抜本的な充実、新規就農者の確保、育成に本腰を入れて日本の農業を守ると、これが強く求められているのではないかと思いますけれども、この点について市長に一言ご答弁をいただければと思います。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、大筋合意、そしてこれが発効される状況について、当市の農業をどう守っていくのか、そのことはさまざまな施策があると思えますけれども、国の経営支援策等を踏まえながら、本市としての独自の政策も織り込みながら頑張っていきたい、そういうふうには思っております。

以上です。

○深谷秀峰議長 宇野議員。1分前です。

○20番（宇野隆子議員） それでは4点目の貧困対策の⑤について、これまでどおりの答弁で、就学上は必要だけれどもこれは個別的なものということではありますが、全国で見ればメガネ・コンタクトレンズの購入、その他独自に費目に上げているところもあるわけです。やはり何よりも私はそういうことを言っていられないと思うんです。買えないでいるわけですから何とか検討していかなければならないことだと思います。

○深谷秀峰議長 宇野議員、質問時間は終わりました。終了してください。

○20番（宇野隆子議員） はい。以上もちまして、一般質問を終わります。